

## 第31回京都市食の安全安心推進審議会

### 1 開催日時

令和2年10月26日（月） 午後3時から午後4時30分まで

### 2 開催場所

コープイン京都 2階 202号室  
（京都市中京区柳馬場蛸薬師上ル井筒町411番地）

### 3 出席者（敬称略）

委員9人，事務局8人

会長 宮川 恒  
副会長 山本 芳華  
委員 今井 良祐  
" 大谷 和美  
" 川瀬 和栄  
" 後藤 直正  
" 堀部 勝也  
" 山本 隆英  
" 吉田 富美

保健福祉局健康長寿のまち・京都推進担当局長	安部 康則
医務担当局長，京都市保健所長	山田 典子
" 医療衛生推進室長	中谷 繁雄
" 医療衛生担当部長	南 秀明
" 医療衛生推進室医療衛生企画課食品安全担当課長	篠崎 史義
" 食品安全係長	野村 剛
" 食品安全担当	高尾 恭平
" 食品安全担当	浅野 彩華

### 4 次第

- (1) 開会
- (2) 京都市挨拶
- (3) 議事

ア 京都市食品衛生責任者養成講習会実施事業者の選定についての諮問

イ 次期京都市食の安全安心推進計画骨子案について

- (4) 閉会

### 5 会議録

- (1) 京都市食品衛生責任者養成講習会実施事業者の選定についての諮問

**資料1**及び**資料2**により事務局から説明を行い，以下のとおり御意見をいただいた。

#### ○委員

少なくとも京都府では，養成講習会実施事業者を公募により選定していないようだが，公募により選定を行っているのは京都市だけなのか，あるいは，全国的に同様の選定方法を取られているのか？

HACCPにしても同様に，食の安全安心の確保は，一自治体の取組で成し遂げられるもので

はなく、全国規模で足並みをそろえて達成していく必要があるため、全国一律で同一の事業者が講習を行う方が講習内容も平準化していて良いのではないかと考える。また、頻繁に講習会実施事業者が変更すると消費者も不安に感じるのではないだろうか。こうした制度を採用している趣旨を伺いたい。

#### ●事務局

京都市では、長年にわたり京都市食品衛生協会に養成講習を実施していただいている経過がある。

しかし、養成講習会は本来どの事業者でも実施可能であるため、公平性、透明性を確保するためにこのような制度をとっている。ただし、講習会実施事業者は一定のノウハウ等を持つことが当然必要になってくるため、選定にあたっては、第三者機関に御審議いただき選定基準等を設定したいと考えている。

公募により講習会実施事業者を選定することは、公平性・透明性を確保するという意味で非常に重要であると考えている。

#### ○委員

食品衛生協会の支部が京都府と京都市、両自治体にある理由は。また、先の事務局の説明には他自治体における講習会実施事業者の選定方法に関する説明がなかったため、追加で説明を求めたい。

食の安全安心を確保するためには全国で統一的な考えを示し、危機管理の在り方を統一させる必要があると考えるが、現状では、各自治体が個々に講習会を実施し、事業者は受講しやすいところで講習を受けているようである。新型コロナウイルス感染症流行の際にも、自治体間での対応の差が問題になっていたが、食の安全安心に関する危機管理体制についても自治体ごとに対応が異なることがないよう、現状のシステムを根本から変えていく必要があると考えている。京都市からでも、国にそうした働きかけを行っていただきたいところである。

#### ●事務局

食品衛生協会の支部が京都府と京都市、両自治体にある理由や経緯については存じ上げない。他自治体における講習会実施事業者の選定方法について、把握している限りでは公募により行っている自治体はほとんどないようである。

#### ○委員

この制度が始まった時期は？

#### ●事務局

平成24年度から公募により選定を行っている。

#### ○委員

この制度に至った経緯はわからないが、公平性、透明性の確保といった観点からすると、この制度自体に問題があるようには思えない。しかし、公募により講習会実施事業者を選定している自治体は少ないとのことなので、その経緯等については調べておいていただきたい。

ただ、京都市は以前からこの公募により選定を行っており、市長からも諮問をいただいているため、このまま進めさせていただく方向で良いか。

また、答申までには事務局から本制度に至った経緯等を説明いただきたい。

○一同

異議なし。

○委員

食の安全安心の確保は、全国的に統一した取組により成し遂げていくべきものであり、公平性のみを重視するのはいかがなものかと思う。例えば、食品衛生協会ではHACCPの導入支援のための書籍を出版しているが、こうした、一個人や一企業では成し遂げにくいと思われることも、全国レベルの団体だからこそ成し遂げられている。公平性も大事ではあるが、全国的に統一した取組を行っていくためには何が必要かという視点も併せて持っていただく方が良いかと思う。

○委員

推進計画の議論においても、HACCPを普及させるにあたって他自治体とどのように連携体制を取るかが問題になっていた。その際は、新法施行後は地域ごとに連絡会議を設立し、情報交換を行うことで連携体制の強化を図ることになっている、という回答を得た覚えがある。ただ、地域という枠組みを超えて日本として取り組んでいかないといけない問題に対し、各自治体や地域同士、どう協調して向き合っていくか、ということは、今後の課題になることを留めておきたいと思う。

事務局から本審議会の下に部会を設置し、部会で審議してはどうかと提案があった。

私としても、少人数である部会を設置し集中的に審議する方が議論が円滑に進むのではないかと考えているが、皆様いかがか。

○一同

異議なし。

○委員

では、本審議会に部会を設置し、当該諮問事項についての審議を進めていくこととする。部会の設置方法について、事務局から説明願いたい。

●事務局

部会を設置するには審議会委員の中から部会長と部会員を選出する必要がある。また、京都市食の安全安心条例施行規則第9条において、「部会の部会長及び部会員は、会長が指名すること」と規定されている。このため、部会長及び部会員は宮川会長から御指名いただきたいと考えている。

さらに、同規則において、「部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する部会員がその職務を代理する」と規定されているため、部会長には副部会長を御指名いただきたいと考えている。

○委員

では、会長である私から部会長と部会員を指名させていただきたいと思うが、公平性を確保するという観点から、大変恐縮ではあるが、事業者団体等に所属される委員の方は除き、学識経験者と消費者の代表に、部会員となつていただきたいと思う。学識経験者として、山本芳華副会長と、京都薬科大学の後藤委員に、消費者代表として、京都市地域女性連合会委員の高松委員と、市民公募の吉田委員に加わつていただき、私も含めたこの5名で構成させていただきたいと思うが、皆様よろしいか。

○一同  
異議なし。

○委員  
この5名の中から部会長を指名するということだが、3年前の前回の選定部会で委員をされており、御経験もある後藤委員に部会長をお願いできればと思うが、いかがか。

○委員  
お引き受けする。

○委員  
では、部会長は後藤委員にお願いしたいと思う。  
副部会長は部会長が指名することとなっているため、後藤委員から副部会長を指名願いたい。

○委員  
副部会長は経験のある委員が適任かと考えるため、前回部会長を務めていただいた山本芳華委員にお願いしたいと思う。

○委員  
お引き受けする。

○委員  
では、部会長と副部会長はそれぞれ、後藤委員、山本芳華委員にお願いし、先ほど指名させていただいた、高松委員、吉田委員と私の5人で審議を進めていくこととする。高松委員については、本日御欠席のため、事務局からお伝えいただければと思う。  
部会設置について、最後に改めて御意見、御質問等はないか。

○一同  
特になし。

○委員  
では、部会での審議の程、よろしくお願い申し上げます。

## (2) 次期京都市食の安全安心推進計画骨子案について

「次期京都市食の安全安心推進計画策定検討部会」のこれまでの審議経過及び「次期京都市食の安全安心推進計画骨子案」の概要について、同検討部会長の山本芳華委員から、[資料3](#)及び[資料4](#)に基づき御説明いただき、以下のとおり御意見をいただいた。

○委員  
[資料4](#) 5ページ、(3) 施策の進行管理について、各指標に設定している目標値は5年間の目標値か？若しくは、単年度ごとの目標値か？

## ●事務局

各指標に設定している目標値は単年度ごとの目標値である。  
各目標値について、計画策定後早期に達成することを念頭におきつつ、計画期間である5年をかけて達成を目指していきたい。

## ○委員

柱2 「安心できる食生活の実現」に掲げる指標「食の安全安心情報の受け手の人数」の目標値について、過去10年間の平均値が11,966人である中、約10倍である年間10万人を設定することは達成困難ではないのか？

## ●事務局

「食の安全安心情報の受け手の人数」に掲げる目標値と平均値は計上方法が異なっている。平均値については、講習会やイベント参加人数を計上している一方、目標値については、参加人数に加え、本市ホームページやSNSの閲覧数も計上している。

ホームページやSNS等の多様な媒体を活用し積極的に情報発信を行い、目標達成を目指す。

## ○委員

目標値の項目に、単年度の目標値であることを示したほうが良いと思う。

次期計画は、現行計画である第2期計画の施策の体系を継承しつつ、第2期計画から施策の優先順位を変更し、特に、事業者による自主的な衛生管理の推進に重点的に取り組むことが特徴である。

## ○委員

補足として、次期計画骨子（案）は検討部会にて相当議論した。特に、HACCPに沿った衛生管理をいかにして推進するか、また、その指標をどのように設定するかを議論した。

指標「HACCPに沿った衛生管理の定着率」の目標値である100%は、達成することは難しいかもしれないが、目標達成を目指して取組を進めていくことが重要であると考えている。

また、施策については、食品等事業や食品関係団体、消費者の方など、様々な主体に協力いただきながら推進するとして、[資料4](#)10ページ、(3)推進計画の推進体制に図示している。

そのためには、消費者の方に食の安全安心に関して十分に理解していただく必要があること、また、事業者にはしっかりHACCPに沿った衛生管理に取り組んでいただく必要があることから、指標について、「HACCPに沿った衛生管理の定着率」、「市民向けリスクコミュニケーション参加者の理解度」ともに目標値を100%としている。

(3) 今後の予定について、事務局から[資料3](#)に基づき説明し、以下のとおり御意見をいただいた。

## ○委員

[資料4](#)次期計画骨子（案）について、本審議会でもいただいた御意見を踏まえて事務局にて必要な修正を行い、パブリックコメントを実施していただきたい。

(4) その他御意見

議題終了後、食品衛生責任者養成講習会について以下のとおり御質問をいただいた。

## ○委員

これまで講習会実施事業者を公募してきた中で、現講習会実施事業者以外の他者が応募してきたことはあるのか。

●事務局

実績として今までは現講習会実施事業者である1者しか応募がなかった。

○委員

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため対面式の事業が控えられている中、養成講習会をオンラインで実施することは検討されているのか。

●事務局

新型コロナウイルス感染症が発生する前の段階からではあるが、e-ラーニングによる講習会の実施を検討している事業者があるようだが現時点では詳細は不明である。

(以上)